

販売実務科の今後の方向性について（案）

基本的な考え方

各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容との役割分担・棲み分けを図り、知的障がいのある方のさらなる就労支援、自立支援に貢献する。

1 販売実務科の役割（ミッション）の再設定

- 県では、障がいのある人の自立に向けて、労働、福祉、保健・医療、教育等の様々な施策により、就労支援や職場定着支援に取り組んでいるところ。
- 熊本県立高等技術専門校に設置する障がいのある方を対象とする施設内訓練科（＝販売実務科）は、委託訓練・ソフトウェア開発訓練・福岡障害者職業能力開発校・鹿児島職業能力開発校などと相まって、県内の障がいのある方に対して職業訓練を提供しているところであるが、今般、当該科の今後の方向性等を次のとおり定め、地域に貢献する人材の育成を推進していく。

《科の目的》

変更前（現行）

“現行の販売実務科設置要項に記載の目的”

知的障がい者に対する職業訓練機会を提供し、職業能力の習得を通じて雇用促進を図ることを目的とする。

変更後

一般就労を目指す知的障がいのある方（離職者や福祉的就労に従事する者、新規学卒者など）に対して、本人の希望や能力に応じたきめ細やかな職業訓練を実施し、企業や事業所等から選ばれる人材の育成及び本人の希望に応じた就職支援を行い、一般就労の促進を図る。

就職後は関係機関と連携した支援により雇用継続やキャリア形成を図り、障がいのある方の更なる自立に繋げる。

上の取り組みを進めることで、（就職先）事業所の雇用意欲の更なる喚起や、これまで障がいのある方を雇用したことがなかった職種・事業所を新たに開拓することで、障がいのある方の雇用のすそ野を広げる役割を目指していく。

販売実務科の今後の方向性について（案）

基本的な考え方

各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容との役割分担・棲み分けを図り、知的障がいのある方のさらなる就労支援、自立支援に貢献する。

1 販売実務科の役割（ミッション）の再設定

- 県では、障がいのある人の自立に向けて、労働、福祉、保健・医療、教育等の様々な施策により、就労支援や職場定着支援に取り組んでいるところ。
- 熊本県立高等技術専門校に設置する障がいのある方を対象とする施設内訓練科（＝販売実務科）は、委託訓練・ソフトウェア開発訓練・福岡障害者職業能力開発校・鹿児島職業能力開発校などと相まって、県内の障がいのある方に対して職業訓練を提供しているところであるが、今般、当該科の今後の方向性等を次のとおり定め、地域に貢献する人材の育成を推進していく。

《科の目的》

変更前（現行）

“現行の販売実務科設置要項に記載の目的”

知的障がい者に対する職業訓練機会を提供し、職業能力の習得を通じて雇用促進を図ることを目的とする。

変更後

一般就労を目指す知的障がいのある方（離職者や福祉的就労に従事する者、新規学卒者など）に対して、本人の希望や能力に応じたきめ細やかな職業訓練を実施し、企業や事業所等から選ばれる人材の育成及び本人の希望に応じた就職支援を行い、一般就労の促進を図る。

就職後は関係機関と連携した支援により雇用継続やキャリア形成を図り、障がいのある方の更なる自立に繋げる。

上の取り組みを進めることで、（就職先）事業所の雇用意欲の更なる喚起や、これまで障がいのある方を雇用しなかった職種・事業所を新たに開拓することで、障がいのある方の雇用のすそ野を広げる役割を目指していく。

（果たすべき機能）

- 一般就労を目指す新規学卒者（ア．高校・特別支援学校・中学等の学校卒業時点で就職に結びつかなかった生徒。イ．学校卒業後更に実践的な職業訓練の受講を希望する生徒。）及び学卒未就職者に対して実践的職業訓練を提供する。
- 一般就労を目指す離職者（主に若年者）や福祉的就労従事者（主に若年者）に対して実践的職業訓練を提供する。＜再訓練を提供する場＞

2 科（入校対象者／訓練内容等）の再構成

（1）入校対象者

変更前（現行）

軽度の知的障がいを有し、次の全ての要件に該当する方。

- ① 就労意欲があり、かつ職業訓練の受講に意欲がある方
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 応募時に職業に就いておらず、公共職業安定所において求職登録をしている方
- ④ 自宅または居所（グループホーム等を含む。）から本校や実習先に自力で通所可能な方

変更後

次の全ての要件を満たす知的障がいのある方（**主に軽度の方**）であって、公共職業安定所において求職登録を行い、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた方。

- ① 症状が安定していること。
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 修了後に一般就業の意思があり、就職に必要な技能習得が見込まれること。
- ④ 職業訓練及び集団生活に支障がないこと。
- ⑤ 職業的自立が見込まれること。
- ⑥ 本人（保護者を含む。）が訓練内容を十分に理解していること。
- ⑦ 本人（保護者を含む。）が自らの状態や能力に照らし、訓練内容が自らの一般就業に向けた訓練内容として適当であると考えの方。
- ⑧ 自宅または居所（グループホーム等を含む。）から本校や実習先に自力で通所可能な方

【補足】知的障がいと他の障がいを重複されている方は、これまでどおり応募の対象者となる。

(果たすべき機能)

- 一般就労を目指す新規学卒者（ア．高校・特別支援学校・中等等の学校卒業時点で就職に結びつかなかった生徒。イ．学校卒業後更に実践的な職業訓練の受講を希望する生徒。）及び学卒未就職者に対して実践的職業訓練を提供する。
- 一般就労を目指す離職者（主に若年者）や福祉的就労従事者（主に若年者）に対して実践的職業訓練を提供する。〈再訓練を提供する場〉

※ 特別支援学校に比べ、生徒・保護者による販売実務科の認知度が低いと考えられる高等学校(私立学校を含む。)への周知活動を強化していく必要がある。

※ 高等学校への周知については、就労移行支援事業所が少ない地域にある高等学校への周知活動を強化していく必要がある。

2 科（入校対象者／訓練内容等）の再構成

(1) 入校対象者

変更前（現行）

軽度の知的障がいをもつ、次の全ての要件に該当する方。

- ① 就労意欲があり、かつ職業訓練の受講に意欲がある方
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 応募時に職業に就いておらず、公共職業安定所において求職登録をしている方
- ④ 自宅または居所（グループホーム等を含む。）から本校や実習先に自力で通所可能な方

変更後

知的障がいのある方で、次の全ての要件に該当する方。

- ① 一般就労（注）を目指す意欲・意思があり、かつ職業訓練の趣旨や内容を理解し、就職に向けた訓練の受講が可能な方
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 応募時に職業に就いておらず、公共職業安定所において求職登録をしている方
- ④ 自宅または居所（グループホーム等を含む。）から本校や実習先に自力で通所可能な方

【補足】知的障がいと他の障がいを重複されている方は、これまでどおり応募の対象者となる。

(注)「一般就労」とは、ここでは企業等に就職し労働契約を結んで働く就労形態のことを指します。障害者総合支援法における就労系福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労定着支援事業）は、ここでは「一般就労」に含まれません。

(2) 入校・退校に関する基本的考え方（就職退校についての考え方）

これまでは、訓練期間中であっても希望する就職に至れば退校し仕事に就くことを容認していたが、今後は、事業所から内定等を受け所定の訓練期間修了後に仕事に就くということを基本的な考え方とする。

(3) 訓練期間

現行のとおり1年間とする。

(4) 入校時期

現行のとおり、4月入校13人、10月入校3人とする。

(5) 訓練内容

① 集合訓練について

基本的考え方

- 求職障がい者、企業(事業主)、地域の各ニーズを踏まえて訓練内容を充実していく。
- 各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容との役割分担・棲み分けを図る。
- 現在の訓練より実践的、専門・特化的な訓練を充実していく。

<実践的、専門・特化的な訓練の具体的な職種分野について>

当面は、現在行っている「事務」「物流」「販売」「製造」の4つの職種分野の深度を深めて（内容を充実して）いく。

今後は（将来的には）

今後は、基本的考え方に沿って、職種分野は柔軟に対応していく。

(参考) ひのくに高等支援学校

・・・園芸科、工芸科、クリーニング科（クリーニング）、クリーニング科（皮革工芸）、室業科

(2) 入校・退校に関する基本的考え方（就職退校についての考え方）

これまでは、訓練期間中であっても希望する就職に至れば退校し仕事に就くことを容認していたが、今後は、事業所から内定等を受け所定の訓練期間修了後に仕事に就くということを基本的な考え方とする。

※ 就職退校するかどうかの判断はこれまでどおり訓練生の判断による。

(3) 訓練期間

現行のとおり1年間とする。

(4) 入校時期

現行のとおり、4月入校13人、10月入校3人とする。

(5) 訓練内容

① 集合訓練について

基本的考え方

- 求職障がい者、企業(事業主)、地域の各ニーズを踏まえて訓練内容を充実していく。
- 各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容との役割分担・棲み分けを図る。
- 現在の訓練より実践的、専門・特化的な訓練を充実していく。

<実践的、専門・特化的な訓練の具体的な職種分野について>

当面は、現在行っている「事務」「物流」「販売」「製造」の4つの職種分野の深度を深めて（内容を充実して）いく。

今後は（将来的には）

今後は、基本的考え方に沿って、職種分野は柔軟に対応していく。

(参考) ひのくに高等支援学校

・・・園芸科、工芸科、クリーニング科（クリーニング）、クリーニング科（皮革工芸）、室業科

② 企業派遣実習について

現行の状態（年間に5事業所程度）を継続する。

その際、本人が様々な職種や事業所を経験した後に、就職先を選定することができるよう指導する。

- ※ 実習先は本人に様々な職種を経験させる観点から選定する（2事業程度）。
- ※ 本人が希望する職種、事業所を尊重する（3事業所程度）。
- ※ 農福連携推進の観点からも特に農業分野の実習にも配慮する。
- ※ 実習先は、これまでに販売実務科の実習生を受け入れたことがない新規事業所の開拓に努める。

3 指導員の資質向上について

訓練内容を充実するためには指導員の指導能力の向上が重要。

このため、次のとおり資質向上に取り組んでいく。

- 福岡・鹿児島障害者職業能力開発校への研修派遣
- 職業能力開発総合大学校の職業訓練指導員研修（コース）への派遣
- 県内の関係機関が開催する各種研修会への派遣

4 科の存在を県民や関係者にお知らせする周知活動等の強化

次のとおり周知方法等の強化に取り組んでいく。

なお、その際は、訓練内容を充実していくことを十分説明していく。

（1）訪問活動の強化

高校、特別支援学校、企業・事業所、各所支援機関、市町村等への訪問強化

（2）周知媒体の強化

HPの活用、事例集等の作成他

（3）関係機関との連携の強化

高校、特別支援学校・支援機関等との連携、支援企業・事業所との連携

② 企業派遣実習について

現行の状態（年間に5事業所程度）を継続する。

その際、本人が様々な職種や事業所を経験した後に、就職先を選定することができるよう指導する。

- ※ 実習先は本人に様々な職種を経験させる観点から選定する（2事業程度）。
- ※ 本人が希望する職種、事業所を尊重する（3事業所程度）。
- ※ 農福連携推進の観点からも特に農業分野の実習にも配慮する。
- ※ 実習先は、これまでに販売実務科の実習生を受け入れたことがない新規事業所の開拓に努める。

3 指導員の資質向上について

訓練内容を充実するためには指導員の指導能力の向上が重要。

このため、次のとおり資質向上に取り組んでいく。

- 福岡・鹿児島障害者職業能力開発校への研修派遣
- 職業能力開発総合大学校の職業訓練指導員研修（コース）への派遣
- 県内の関係機関が開催する各種研修会への派遣

4 科の存在や修了生の状況を県民や関係者にお知らせする周知活動等の強化

次のとおり周知方法等の強化に取り組んでいく。

なお、その際は、訓練内容を充実していくことを十分説明していく。

（1）訪問活動の強化

高校、特別支援学校、企業・事業所、各所支援機関、市町村等への訪問を強化していく。

（2）周知媒体の充実

HPを活用した情報発信やパンフレット等PR資料の充実を図っていく。

（3）修了生の就労状況等の発信

修了後の活動状況や日々の就労状況を、入校検討者や就労支援関係者、事業主等広く社会に届けることができるよう、関係者に情報提供していく。

※ その際は本人の意向及びプライバシー等に配慮する。

（4）見学者の随時受け入れについての周知

現在実施している見学希望者の随時受け入れについて、その周知を強化していく。

（5）関係機関との連携による周知活動の強化

上の（1）～（4）の取り組みと並行して、高等学校（公立・私立）、特別支援学校、支援機関、支援企業・事業所、市町村等との情報交換や情報提供などを行い、連携を図りながら周知活動の強化につなげていく。

5 受入体制等について

(1) 訓練手当について

現行の状態（要件を満たす対象者に予算の範囲内で支給している。）を継続する。

(2) 寄宿舍での受け入れについて

現在、寄宿舍を含めて、専門校の施設・建物の再整備（各建物の再整備）を検討しているところであり、再整備工事完了後（令和4年度～5年度の見込み）は、販売実務科の訓練生を受け入れることができるよう、検討（建物の構造・設備面や寮の運営方法の見直し等）を進めていく。

【※補足】現在の寄宿舍（定員36人）から検討すると、建物の構造・設備面（2人部屋、金品管理等のセキュリティー面、共同の風呂・トイレ等、実態として入寮生は男性のみであること）や寮の運営方法（全員集合形式による食事摂取など）の面から、販売実務科の訓練生を受け入れることは現時点では困難な状況。

6 訓練生に対する就職支援について

本人が希望する職種や企業・事業所に就けるように取り組んでいる新規就職先の開拓を含む現行の支援を継続のうえ就職支援をさらに充実させる。

7 修了者（就職退校者）へのフォローについて

現在は、修了生（就職退校者を含む。）には、修了後1か月後、3か月後、6か月後、1年後の時期に本人と連絡を取り、近況ヒアリングや各種アドバイス等のフォローアップを行っており、その後は1年毎に同様の連絡を行っているところ。

しかし、専門校による定着支援については、フォローアップの期間や人員体制、「ノウハウ等に限界があることから、今後は障害者就業・生活支援センターや熊本障害者職業センターなどの関係機関と連携し、支援体制の充実を図る。

8 不断の取り組みとして科の充実や改善を図るための仕組みづくり

(1) 就職先事業所からの意見聴取

- ・修了生（就職退校者を含む。）の就職先事業所から、科の充実や改善を図るためのアドバイス等をいただくため、本人の就職後6か月から12か月の間に就職先事業所に対するヒアリング及び書面アンケートを新たに実施する。

(2) 特別支援学校（県教育委員会特別支援教育課）等との定期的意見交換

- ・訓練内容の接続や役割分担・棲み分けに向けた調整作業
 - ・特別支援学校卒業生の接続支援（ケース対応）に関する連絡調整
- ※ 定期的意見交換は実務担当者で実施する。

9 科の運営状況や科の設置効果を測る指標等の設定

(1) 訓練生（修了生）等の満足度評価

科の訓練内容等についての評価を得るため、修了（退校）時点において、訓練生（修了生）や保護者を対象に満足度調査（書面調査）を新たに実施する。

5 受入体制等について

(1) 訓練手当について

現行の状態（要件を満たす対象者に予算の範囲内で支給している。）を継続する。

(2) 寄宿舍での受け入れについて

現在、寄宿舍を含めて、専門校の施設・建物の再整備（各建物の再整備）を検討しているところであり、再整備工事完了後（令和4年度～5年度の見込み）は、販売実務科の訓練生を受け入れることができるよう、検討（建物の構造・設備面や寮の運営方法の見直し等）を進めている。

【※補足】 現在の寄宿舍は、構造・設備面（老朽化、2人部屋、セキュリティー面等）や運営面（健康管理や安全対策）が脆弱であり、販売実務科の訓練生を受け入れ対象とすることは現時点では困難な状況と判断し、自宅等から通所が難しい訓練生の場合は、グループホームを推奨している。

6 訓練生に対する就職支援について

本人が希望する職種や企業・事業所に就けるように取り組んでいる新規就職先の開拓を含む現行の支援を継続のうえ就職支援をさらに充実させる。

7 修了者（就職退校者）へのフォローについて

現在は、修了生（就職退校者を含む。）には、修了後1か月後、3か月後、6か月後、1年後の時期に本人と連絡を取り、**職場訪問等により近況ヒアリングや各種アドバイス等のフォローアップや勤務先の企業・事業所からの就労状況の確認を行っており、その後は1年毎に（～修了後5年まで）同様の連絡を行っているところである。**

今後のフォローについては、専門性の高い各関係機関等の協力を得て対応するなど調整を行っていく。

8 不断の取り組みとして科の充実や改善を図るための仕組みづくり

(1) 就職先事業所からの意見聴取

- ・修了生（就職退校者を含む。）の就職先事業所から、科の充実や改善を図るためのアドバイス等をいただくため、本人の就職後6か月から12か月の間に就職先事業所に対するヒアリング及び書面アンケートを新たに実施する。

(2) 特別支援学校（県教育委員会特別支援教育課）等との定期的意見交換

- ・訓練内容の接続や役割分担・棲み分けに向けた調整作業
 - ・特別支援学校卒業生の接続支援（ケース対応）に関する連絡調整
- ※ 定期的意見交換は実務担当者で実施する。

9 科の運営状況や科の設置効果を測る指標等の設定

(1) 訓練生（修了生）等の満足度評価

科の訓練内容等についての評価を得るため、修了（退校）時点において、訓練生（修了生）や保護者を対象に満足度調査（書面調査）を新たに実施する。

(2) 一般就労（就職）率

一般就労（就職）率の目標は100%とし、毎年度その率を捕捉していく。

※ 対象者（母数）は修了生及び就職退校者とする。

※ 就労継続支援事業 A 型事業所は一般就労には含めない。

10 科の名称（変更）について

科の名称は、入校を検討される方や事業主、県民にとって分かりやすく、かつ訓練の内容や就職状況に即したものに変更することが望ましいことから、「総合実務科」（仮称）等に名称変更する方向とする。

国立・障害者職業能力開発校等の県民への周知策の強化について

障がいのある方やその保護者、学校、各種支援機関、支援関係者などの県民に対して、福岡障害者職業能力開発校・鹿児島障害者職業能力開発校や、国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県、岡山県）の存在を知ってもらうための周知活動を強化していく。

例えば、福岡障害者職業能力開発校・鹿児島職業能力開発校については各校で毎年オープンキャンパス等が実施されているが、県内から参加するためには距離的な制約等もあることから、県内で、施設（学校）説明会等を開催していただくこと等を含めて周知に取り組んでいく。

販売実務科の充実に向けた取り組みの実行に向けて

- 今般の検討作業による整理の後、科の充実に向けて整理した『方向性』に沿った具体的な取り組みについては“できるだけ早期に実行に移していく”という基本的な考え方のもと、できる部分から順次着手していく。
 - ※ R2 年度の訓練生の募集を既に開始していること等から、カリキュラムの大幅な改変や科名称の変更については基本的には R3 年度からとなる見込み。
- また、この『方向性』に沿った具体的な取り組み状況については、毎年度、「熊本県立高等技術専門校連携推進協議会※」に報告し、意見や助言をいただきながらフォローアップを行い、不断に改善・充実を図っていく。
 - ※ 専門校の運営方針や訓練内容等に関する協議組織として、地元企業などの関係機関のニーズを的確に把握し、地域に根ざした職業訓練の推進を図ることを目的に設置しているもの。
- 更に、R2 年度、R3 年度、R4 年度の科の運営状況等を踏まえ、R5 年度ごろに（状況によっては前倒しの可能性もある）、それまでの取り組みを点検し、再度の見直しを行う。

(2) 一般就労（就職）率

一般就労（就職）率の目標は100%とし、毎年度その率を捕捉していく。

※ 対象者（母数）は修了生及び就職退校者とする。

※ 就労継続支援事業A型事業所は一般就労には含めない。

10 科の名称（変更）について

科の名称は、入校を検討される方や事業主、県民にとって分かりやすく、かつ訓練の内容や就職状況に即したものに変更することが望ましいことから、「総合実務科」（仮称）等に名称変更する方向とする。

販売実務科の充実にに向けた取り組みの実行に向けて

- 今般の検討作業による整理の後、科の充実に向けて整理した『方向性』に沿った具体的な取り組みについては“できるだけ早期に実行に移していく”という基本的な考え方のもと、できる部分から順次着手していく。
 - ※ R2年度の訓練生の募集を既に開始していること等から、カリキュラムの大幅な改変や科名称の変更については基本的にはR3年度からとなる見込み。
- また、この『方向性』に沿った具体的な取り組み状況については、毎年度、「熊本県立高等技術専門校連携推進協議会※」に報告し、意見や助言をいただきながらフォローアップを行い、不断に改善・充実を図っていく。
 - ※ 専門校の運営方針や訓練内容等に関する協議組織として、地元企業などの関係機関のニーズを的確に把握し、地域に根ざした職業訓練の推進を図ることを目的に設置しているもの。
- 更に、R2年度、R3年度、R4年度の科の運営状況等を踏まえ、R5年度ごろに（状況によっては前倒しの可能性もある）、それまでの取り組みを点検し、再度の見直しを行う。

以上

障がいのある方に対する職業訓練施策全般について

- ・ 県民に対する障がい者職業訓練は様々な機関・訓練科によって提供されている(第3回の資料3参照)。
 - ・ この部会では、販売実務科を対象に検討を行ったものであるが、委員から意見をいただいた検討作業を通して(販売実務科に限らず)障がいのある方に対する職業訓練施策の全体的事項についての課題等を次のとおり把握することができたことから、主な事項を記載する。
- 国立・障害者職業能力開発校等の県民への周知策の強化について
障がいのある方やその保護者、学校、各種支援機関、支援関係者などの県民に対して、福岡障害者職業能力開発校・鹿児島障害者職業能力開発校や、国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県、岡山県）の存在を知ってもらうための周知活動を強化していく。
 - 委託訓練の充実にについて
 - ・ 県では毎年度、厚生労働省からの事業委託を受け、委託訓練科（オーダーメイド型訓練を含む。）を設定している（毎年度県で募集方針を定め、民間教育訓練機関からの企画提案に基づき訓練科を設定している）。
 - ・ 近年は、精神障がいのある方、発達障がいのある方の求職者が増加傾向にあることから、その対応として、オーダーメイド型訓練の制度周知（求職者、事業所）の強化を図るとともに、毎年度の委託訓練科の設定に当たっては、県下ハローワーク等関係機関で把握された求職・求人の双方のニーズを的確にとらえ、ニーズに対応した訓練科の設定に引き続き努めていく。

販売実務科の入校対象者に関する委員意見（特記事項）

- 部会の議論では、販売実務科の入校対象者（障がいの種別）の設定について、各委員から様々な御意見をいただきました。
 - 意見ア 現行の知的障がい者に加え、精神障がい者や発達障がい者を入校対象にした方（門戸を広げることが）が良いと考える。
 - 意見イ 現行のとおり知的障がい者のままとすることが良いと考える。
- 販売実務科の対象者やその他の項目について委員からいただいた各意見は、できるだけ資料「販売実務科の今後の方向性」に反映させるよう努めたところですが、科の対象者については、委員の間でも意見が分かれたことから、今回は事務局の考え（※下記載）をベースに資料「販売実務科の今後の方向性」を取りまとめました。
- このため、科の対象者の設定に関する双方の意見要旨を次のとおり特記します。

事務局の考え

- ・障がいのある方に対する就労支援に関する行政施策は、労働行政（職業訓練）、厚生行政（障害福祉サービス）、文部科学行政（特別支援学校等）などで行われている。（職業訓練は、障がいのある方に対する就労支援という全体の制度を構成する一部である。）
- ・県民に対する障がい者職業訓練の提供に関する基本的な考え方は次のとおり。
 - 障がいのある方に対する就労支援を構成する「障がい者職業訓練」は、県民に対して ①国（厚生労働省）が県民を含め全国民を対象に設置している国立障害者職業能力開発校（九州では福岡校と鹿児島校）の各訓練科 ②熊本県が実施する各訓練科（販売実務科、ソフトウェア開発訓練科） ③国（厚生労働省）から県が事業を受託し実施する委託訓練 により提供していく。
- ・上記①②③の各訓練科は、訓練期間（長期・短期）、対象者の障がいの種別、対象者の障がいの程度（重度・軽度）の志向性などが訓練科毎に異なりそれぞれの役割等があるところ（第3回部会の資料3参照）であり、
 - ⇒ 仮に、県内にソフトウェア開発訓練科や委託訓練の各訓練科が無い場合は、知的障がい者に加え、精神障がい者や発達障がい者を入校対象にした方が良いと考えられるが、
 - ⇒ ①②③の全訓練科を全体として俯瞰的な視点から考えると、販売実務科の入校対象者は、今直ちに変更するよりも、当面の間は現行のとおり知的障がい者のままとしたうえで訓練内容の充実等を図ことで運営し、R2～R4年度の運営状況等を踏まえR5年度ごろにそれまでの取り組みを点検し再度の見直しを行うこととしたい。

意見ア 現行の知的障がい者に加え、精神障がい者や発達障がい者を入校対象にした方（門戸を広げることが）が良いと考える、という意見	意見イ 現行のとおり知的障がい者のままとすることが良いと考える、という意見
文案	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売実務科を設置した平成16年から現在までの約15年の間に、障害福祉サービスの充実や法定雇用率の変更等があり、障がいのある方の雇用をとりまく環境は激変した。 ○ 国（厚生労働省）の施策の軸足は、平成16年度当時と比べ最近では精神障がいのある方や発達障がいのある方に移ってきている。 ○ 障害者職業能力開発校（精神障がいのある方や発達障がいのある方を対象とする訓練科を有する福岡校、鹿児島校等）、販売実務科、ソフトウェア開発訓練、委託訓練（の各訓練科）で、それぞれの対象者を棲み分け、役割分担するというのも一つの考え方ではあるが、厚生労働省においては一般校（障害者職業能力開発校ではない都道府県立職業能力開発校）に精神障がいのある方を対象とする訓練科設置支援のモデル事業を実施（H30、H31）するなど一般校における精神障がいのある方等の受け入れ促進を各都道府県に働きかけてきたところでもあり、また、県内においても精神障がいのある方の数（人口）が多いことなどから、販売実務科の対象者としては、現在の知的障がい者に加えて、精神障がいのある方や発達障がいのある方も入校対象とすることが（対象者の門戸を広げることが）良いと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策の軸足が、精神障がいのある方や発達障がいのある方に移ってきたから、として販売実務科の対象者も変更することが良い（門戸を広げることが良い）というものではない。各訓練機関の各訓練科によって訓練内容やそれに応じた対象者の設定など役割分担があると考ええる。 ○ 就労移行支援事業所では、精神障がいのある方、発達障がいのある方、知的障がいのある方など一緒に訓練しているが、県立校の施設内訓練科である販売実務科で就労移行支援事業所と同じようなことをしても意義が少ないのではないか。 ○ 障がいのある方の数（人口）では、知的障がい者の求職者は若年層に多く、販売実務科はこれまで通り知的障がい者を対象とすることで良いと思う。 第3回部会の資料3で県民に対する職業訓練の提供体制の整理が試みられ、各訓練機関の各訓練科のそれぞれの役割等が分かりやすくなった。科の対象者の設定につき、販売実務科のみで考えるのではなく、各訓練機関の各訓練科のそれぞれの役割や棲み分け等の全体の観点から考えると、販売実務科の対象者は、現行のまま変えないことが良いと考える。
<p>今回、販売実務科の今後の方向性等を検討した結果、当面は販売実務科の対象者を現状のまま知的障がい者とするとしても、今後の販売実務科の運営状況や他の訓練科の状況、求職障がい者・事業者（企業等）のニーズ等を踏まえ、販売実務科の対象者について中長期的な視点で検討を継続していくことが必要と考える。</p>	